

千葉県告示第81号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年 2月 3日

千葉市長 神谷俊一

開設者の名称	開設者の住所	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社 a・gain	千葉県緑区 誉田町 1-387-3	訪問看護ステーションたんぼぼ	千葉県緑区 おゆみ野 3-23-12 山倉ビル 202号	令和4年12月31日
医療法人社団 葵会	千葉県柏市 小青田 1-3-12	美浜・あおいホームケアサービス	千葉県美浜区 幸町 1-38-5	令和4年12月31日
株式会社友乃家	千葉県市原市 五所 1352-3	介護サービス友乃家 千葉南事業所	千葉県緑区 誉田町 2-27-10	令和5年1月31日